

Partner Sphere参加規約 (営利)

本Partner Sphere参加規約は、NetApp Inc.およびNetApp Ireland Ltd.がそれぞれ自己および自己の関連会社（総称して、以下「NetApp」という）を代表して、パートナー（本Partner Sphere参加規約で定義）と締結する。

1. パートナーの任命、適用範囲

- 1.1. 本契約において、「パートナー」という用語は、主として、署名者が代表するNetApp Partner Sphereプログラムへの登録を希望する事業体を指すが、文脈上、署名者が代表する事業体の代表者としての資格においてのみ、署名者個人を指す場合がある。なお、本Partner Sphere参加規約で定義していない用語の意味は、添付文書に定めるとおりとする。
- 1.2. NetAppパートナー申請フォームに入力し、これを送信した場合、パートナーは、あらゆる方法によるNetApp Partner Sphereプログラムへの登録、参加、およびアクセス、ならびに当該プログラムの利用、ならびにエンドユーザへの再販売を目的としたパートナーによるNetAppの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入（NetAppの認定ディストリビュータ経由であるかNetAppから直接であるかは問わない）について、（a）すべてのプログラム ガイド（本Partner Sphere参加規約で定義）、添付文書、および本Partner Sphere参加規約締結後の変更契約（総称して、以下「プログラム規約」という）を含め、本Partner Sphere参加規約が明示的に適用されること、および（b）プログラム規約は、本Partner Sphere参加規約に含まれている主題に関する両当事者間の本Partner Sphere参加規約締結前の口頭または書面によるすべての合意事項および了解事項に明示的に優先し、これらに取って代わることに明示的に同意したことになる。
- 1.3. パートナーとNetAppの関係は独立した契約当事者の関係であり、パートナーはNetAppの代理人として行動してはならず、自らをNetAppの代理人と称してはならない。いかなる状況においても、パートナーが、事前にNetAppから書面による同意を得ずに、NetAppパートナーとしての地位、ならびにこれに関連する権利および義務、ならびに本プログラム規約、またはこれらの一部を譲渡および移転することは認められない。
- 1.4. パートナーによるNetApp Partner Sphereプログラムへの参加（パートナーによるNetAppの本製品および本サービスの再販売を含む）には本プログラム規約のみが適用される。本Partner Sphere参加規約のセクション1.4.1を除き、パートナーによるNetAppの本製品および本サービスの購入および利用に本プログラム規約は適用されず、かかる購入および利用は本プログラム規約によって規律されない。

1.4.1. パートナーがPartner Sphereプログラムに登録している限り、パートナーは、サービス プロバイダ業務において自ら使用するために（すなわち、再販売を目的とせずに）自ら購入したNetAppの本製品および本サービスを使用する権限を有している。なお、かかる使用にはチャンネル エンドユーザ規約、または（適用がある場合）かかる使用を明示的に規律するパートナーとNetApp間の個別の書面による契約のみが適用される。チャンネル エンドユーザ規約の目的上、サービス プロバイダ業務においてNetAppの本製品もしくは本サービス、またはその両方を使用する上記の承認は、これに関するパートナーとNetAppとの間の書面による合意を構成するものであり、本Partner Sphere参加規約のセクション3.2にかかわらず、チャンネル エンドユーザ規約におけるサービス プロバイダとしての業務におけるNetAppの本製品または本サービスの使用を禁止する条項よりも優先されるものとする。

2. プログラム ガイド

2.1. NetApp Partner Sphereプログラムおよびインセンティブ特典には、その時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイド、ならびにNetAppが公開し、インセンティブ特典または認証に適用されるインセンティブ、特典、または認証に固有のガイド（それぞれを、以下「プログラム ガイド」という） および本プログラム規約が適用される。本Partner Sphere 参加規約に基づいて適切な場合は常に、適用される各プログラム ガイドの最新版をpartnerhub.netapp.comにおいてパートナーは閲覧できるものとする。かかる各プログラム ガイドおよび本プログラム規約はともに、NetAppのインセンティブ、特典、または認証プログラム（NetApp Partner Sphereプログラムを含む）への参加に関連するパートナーとNetAppとの間における本Partner Sphere参加規約締結前の合意事項に優先し、これに取って代わる。

3. 構成、添付文書

3.1. 以下の添付書類（それぞれを、以下「添付文書」という）に定めるとおり、NetAppの特定の本製品および本サービス、ならびにインセンティブ特典および販売活動またはこれらの一部には異なる、または追加の条件が適用される。

<u>添付文書：</u>	<u>内容および適用：</u>
1 - NetAppに対する再販売 直接発注の規約	NetAppがパートナーに対し個別に書面で認めたNetAppに対する直接発注を規律する規約
2 - 再販売規約	NetAppから直接購入したものであるか、NetAppの認定ディストリビュータ経由で購入したものであるかを問わず、NetAppの本製品の再販売を規律する規約
3 - Keystone STaaS再販売規約	パートナーによるKeystone STaaSサービス サブスクリプションのエンドユーザに対する再販売について定める追加条件

3.2. パートナーは、すべての国および地域においてNetAppのすべての本製品もしくは本サービスまたはその両方が利用できるとは限らないこと、また、エンドユーザに見積りを提示する前に、関連する国または地域における本製品または本サービスの利用可否を最初にNetAppの担当者に確認しなければならないことを認識する。本プログラム規約およびいずれかの添付文書の本文に定める条件に矛盾が生じた場合、添付文書に含まれている主題に関しては添付文書が優先する。添付文書の条件に矛盾が生じた場合には、本製品または本サービスに固有の添付文書が、より一般的な添付文書に優先する。

4. トレーニング

- 4.1. パートナーがパートナー申請フォームを送信した後に、NetAppが、パートナーに対し、特定の資格取得用トレーニング（以下「本トレーニング」という）を完了することを要求する場合があります、その詳細は https://netapp.sabacloud.com/Saba/Web_spf/NA1PRD0047/app/me/learningeventdetail/cou rs000000000044163?regId=regdw000000005076526に記載のとおりとする。パートナーがトレーニングを完了させる必要があり、パートナーの申請が予備承認されている場合、パートナーは予備承認通知に定める日から30日以内（以下「トレーニング期間」という）にトレーニングを完了させるものとする。本トレーニング期間が満了するまでにパートナーが本トレーニングを完了させなかった場合、パートナーはNetApp Partner Sphereプログラムから除外され、本プログラム規約は終了するものとする。

5. 知的財産

- 5.1. NetAppは、NetAppパートナーとしてのパートナーに対し、NetAppパートナーであることを名乗るために、また、広告および宣伝のために、NetAppの商標を使用するための限定的かつ非独占的で譲渡不可能なライセンスを付与する。パートナーによるNetAppの名称および商標の許可されている使用の詳細、ならびにかかる使用を規律する規約の全文は<https://www.netapp.com/company/legal/trademark-guidelines/>に掲載されている。

6. 機密情報

- 6.1. 受領当事者に開示した機密情報は、開示当事者の排他的な財産であり続ける。受領当事者は、本プログラム規約に基づく自己の義務を履行するためにのみ開示当事者の機密情報を使用することができる。受領当事者は、本プログラム規約を履行するために知る必要があり、本Partner Sphere参加規約に定めるものと少なくとも同等の制限を課す契約条項に基づいて機密情報の不正開示を防止することが義務付けられている従業員、代理人、または外注先にのみ、開示当事者の機密情報を開示することに同意する。受領当事者は、類似する性質を有する自己の専有情報を保護すると同じ方法で、かつ、いかなる場合においても少なくとも合理的な程度の注意を払って、機密情報の不正利用、不正アクセスおよび不正開示を防止するものとする。
- 6.2. 機密情報には（a）開示時に制約なく受領当事者がすでに知っていた情報、（b）本プログラム規約に違反した受領当事者の作為または不作為によらずに、公知である、または公知となった情報、（c）受領当事者の知るかぎり、守秘義務に違反していない第三者が受領当事者に開示した情報、および（d）受領当事者の従業員もしくは請負業者またはその両方が開示当事者の機密情報にアクセスせず、またこれを使用することなく、独自に開発した情報は含まれない。
- 6.3. 開示当事者の機密情報に関する受領当事者の義務は、開示日から3年後に消滅する。
- 6.4. 開示当事者の機密情報を開示することが司法上または行政上の手続きに基づいて義務付けられている範囲において、受領当事者は、当該機密情報を開示することができる。ただし、適用法が禁止している場合を除き、受領当事者が、開示当事者に対し、当該開示をすみやかに書面で通知し、保護命令またはその他の法的救済措置を求める機会を提供することを条件とする。
- 6.5. 開示当事者の書面による要求に応じて、受領当事者は、法律上の保持義務がある場合を除き、開示当事者のすべての機密情報（そのすべての複写物を含む）を返却または破棄し、本セクションの遵守を証明する書面を提供するものとする。

7. 終了

- 7.1.** NetAppパートナーとしてのパートナーの地位は、終了を希望する当事者が30日の期間を定めて書面で通知することで、終了させることができる。終了によって、パートナーは自らをNetAppパートナーと称すること、およびNetAppパートナーとして行動することができなくなるものとし、NetAppの名称と商標を使用する権利、およびNetAppの本製品と本サービスを再販売または販売する権利は当然に消滅するものとする。
- 7.2.** NetAppの別途本発注書を終了させる権利を損なうことなく、本プログラム規約が終了したとしても、終了の効力発生日より前に本プログラム規約の添付文書1に基づいてNetAppに発行された既存の本発注書に影響が及ぶことはなく、かかる既存の本発注書は終了しないものとする。以下のセクションは、本Partner Sphere参加規約に定める条件に従い、本プログラム規約の終了後も存続する。すなわち、セクション5（知的財産）、セクション6（機密情報）、セクション8（補償）、セクション9（法令遵守）、およびセクション10（一般条項）である。さらに、プログラム規約の条項のうち、通常解釈に基づいてプログラム規約の終了または失効後も存続することが意図されているものは、当該終了または失効後も存続するものとする。

8. 補償

- 8.1.** 本Partner Sphere参加規約に基づくパートナーによるNetAppの本製品および本サービスの再販売もしくは販売またはその両方に関連して、パートナーに対し第三者の特許、商標、または著作権を侵害しているとの申し立てがあった場合、パートナーはNetAppが自ら適切であると考えたとおり当該申し立てを弁護または解決することを許可する。NetAppは、かかる侵害の申し立てに明確に起因している範囲において、和解金または裁判所がパートナーに裁定した損害賠償金および費用を支払うものとする。ただし、（a）パートナーがかかる侵害の申し立てを書面ですみやかにNetAppに通知し、（b）NetAppがかかる侵害の申し立てを弁護することができるように、パートナーがNetAppに情報および支援を提供し、かつ（c）弁護または和解交渉を単独で指揮する権限をパートナーがNetAppに付与したことを条件とする。これは、あらゆる侵害の申し立てに関連してNetAppがパートナーに対して負う責任の範囲である。
- 8.2.** パートナーは、NetApp、ならびにその従業員、子会社、および関連会社、またはこれらの一部に対して第三者が申し立てた請求のうち、（a）パートナーによる（i）セクション9（法令遵守）の要件、（ii）添付文書2に定めるパススルー要件、および（iii）該当するプログラム ガイド、またはこれらの一部への違反、（b）パートナーのサービスもしくはサービス プロバイダ業務、または（c）虚偽の、誤解を招くもしくはその他の不正な声明もしくは表明に全面的または部分的に基づく請求に起因して生じた、あらゆる請求、損害賠償金、損失、費用および経費（弁護士の報酬を含む）について、NetApp、ならびにその取締役、従業員、子会社および関連会社を防御、補償および免責する。

9. 法令遵守

- 9.1.** NetAppおよびパートナーはそれぞれ、NetAppが関与する取引においてすべての適用法（汚職防止または贈収賄防止に関連する国の適用法、米国連邦海外腐敗行為防止法の要件（改正後のものを含む）、英国贈収賄法、OECD国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約を含むが、これらに限定されない）を遵守することに同意する。言い換えると、事業を獲得もしくは維持するため、または公務員による自己の公務の履行を奨励するために、NetAppとの取引に関連して、第三者（実際の顧客、見込み顧客、またはエンドユーザなど）に価値あるものを提供することができない。
- 9.2.** パートナーは、本製品および本サービス、ならびに技術および知的財産へのアクセス（総称して、以下「対象物」）が、米国、欧州連合、その他の国（該当する場合）の法令に基づく輸出管理の対象であること、また、本製品および本サービスには輸出入規制の下で管理される技術（暗号化技術など）が含まれている可能性があることを認

識する。パートナーはかかる法令をすべて遵守すること、また、最終用途および最終使用者に関する情報をNetAppに提供することに同意する。パートナーは、取引禁止対象者に対し、および取引制限対象国において、対象物を再販売、輸出、再輸出、提供、および移転してはならない。「取引禁止対象者」とは、米国の取引禁止者・組織（Denied Persons, Entity）リストおよび特別指定国籍者（Specially Designated Nationals）リストを含むが、これらに限定されない、制裁対象である個人および組織のことをいう。「取引制限対象国」とは、禁輸措置または貿易制裁プログラムの対象になっている国および地域のことをいう。取引制限対象国には、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ロシア、ベラルーシ、およびクリミア、ならびにウクライナのルガンスク地域およびドネツク地域、ヘルソン州、およびザポリージャ地域が含まれるが、これらに限定されない。パートナーは、米国法またはその他の適用法が禁止している目的（核兵器、ミサイル、化学兵器、生物兵器、その他の大量破壊兵器の開発、設計、製造、生産を含むが、これらに限定されない）のために対象物を使用してはならない。パートナーは、対象物を輸入、輸出、再輸出、または移転するために必要なすべての認可、許可、およびライセンスを取得する責任を負う。パートナーは、対象物の再輸出先またはその他の移転先となる当事者に対し、契約またはその他の類似の保証手段により、本セクションに定めるすべての義務を遵守することを義務付けることに同意する。

- 9.3. NetAppが本Partner Sphere参加規約に基づき本製品または本サービスを提供できるように、パートナーがNetAppに個人情報へのアクセスを許可する場合、両当事者は、データ保護に関するすべての適用法および本プログラム規約に定める機密保持規定に従って、個人情報が開示および取り扱われることを保証するものとする。NetAppがパートナーから個人情報を受領する範囲において、NetAppによる当該個人情報の管理および使用にはNetAppプライバシーポリシー（掲載場所：<https://www.netapp.com/company/legal/privacy-policy/>）が適用され、当該NetAppプライバシーポリシーは参照により本Partner Sphere参加規約に組み込まれる。欧州連合一般データ保護規則（以下「GDPR」という）の第28条1項では、個人情報の処理が、GDPRの要求事項に適合し、かつ、データ主体の権利の保護を確保する技術的措置および組織的措置に従い実施されることについて、管理者と処理者との間で合意すること、および処理者と復処理者との間で合意することを求めている。NetAppがパートナーのために個人情報のデータ処理者として行動する範囲において、（a）NetAppは、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions>に掲載されている「NetAppデータ処理補遺」内のNetAppに適用される追加の条件を遵守し、（b）NetAppは、本プログラム規約に従って本製品または本サービスを提供または改善するため以外の目的のために当該個人情報を保持、使用、および開示しない。NetAppは、前述の制限を了解しており、これを遵守することを保証する。

10. 一般条項

10.1. 監査

- 10.1.1. パートナーは、合理的な期間を定めて事前通知すること（ただし、いかなる場合も書面通知を14暦日以上前に行うものとする）、および通常の営業時間内に行うことを条件として、パートナーによる本プログラム規約、ならびにパートナーのNetAppパートナーとしての役割および義務の遵守を監査および検証するための権利を、NetAppに付与することに同意する。かかる監査では、監査対象である関連期間において有効なバージョンの本プログラム規約を参照し、パートナーに対して、（a）NetAppパートナーとしてのパートナーの任命に関連するパートナーの記録へのアクセスの付与、（b）パートナーによる本Partner Sphere参加規約に基づくパートナーの義務の遵守を検証するための文書またはその他の証拠のコピーの提供、（c）依頼した評価への回答、および（d）定期的な認定書の提示を求める場合がある。加えて、NetAppは、NetAppパートナーとしてのパートナーの業績に関して定期的に面談の場を設けるものとする。その結果として、期待されている業績をパートナーが達成していない場合に、NetAppパートナーとしてのパートナーの指定が取り消されることや、パートナーのパートナーレベルが下がることもある。

10.2. データの共有

10.2.1. パートナーは、本プログラム規約に定める要件に加えて、本プログラム規約に従って対象アクティビティ（該当するプログラム ガイドで定義されている場合がある）に関する払い戻しを請求するために、個人情報が含まれている可能性があり、NetAppが監査、法令遵守、および詐欺行為防止のために必要とする履行証拠（該当するプログラム ガイドで詳細に定義されている）の提供を要求された場合、当該履行証拠をNetAppに提供することに同意する。NetAppは、履行証拠の一部として必要な共有個人情報を、監査、法令遵守および詐欺行為防止のためにのみ処理し、その他の何らかの目的のために処理しないものとする。NetAppは、前述の目的を果たすために必要な期間に限り、共有個人情報を保持する。

10.2.2. EEA、スイス、または英国に所在するNetAppパートナーは、履行証拠をNetApp Ireland Limited（以下「**NetApp Ireland**」という）に提供するものとする。パートナーおよびNetApp Irelandは、履行証拠に関する要件の一部として提供を受けた共有個人情報に関して、独立した管理者（データ保護に関する適用法において定義）として行動する。パートナーおよびNetApp Irelandは、当該共有個人情報の共有および処理に関して、データ保護に関する適用法に基づく各自の義務を遵守することに合意する。

10.3. 責任の制限

10.3.1. NetAppが書面で別段の同意をしている場合を除き、請求の根拠（例：契約、不法行為（過失を含む）、制定法、製造物責任、厳格な責任、その他の形式の法的措置）にかかわらず、適用法が認めている範囲において、次のとおりとする。

10.3.1.1. パートナーおよびNetApp（そのサプライヤーおよび下請業者を含む）は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、間接損害、結果的損害、停止コスト、データの喪失または破損、収益の喪失、逸失利益、信用の喪失、予期された節約の損失、代替商品もしくは代替サービスまたはその両方の調達、および事業の中断、またはこれらの一部について、相手方当事者に対する責任を負わないものとする。この除外条項は本プログラム規約に定めるいかなる法的救済措置とも関係がない独立した条項である。

10.3.1.2. 各当事者の賠償責任は、累計額が1,000,000米ドルを超えない額の直接損害に対する賠償に限定される。

10.3.2. ただし、セクション10.3の制限は、次の事由に起因して生じた請求および当該請求に対する賠償責任には適用しない：（a）当事者の過失または重過失によって生じた死亡または人身傷害、（b）故意による違法行為または詐欺、（c）当事者によるセクション6の機密保持義務への違反、（d）適用法に基づいて排除することができないその他の賠償責任、（e）セクション8に記載されている補償請求。

10.4. 更新：パートナーは、NetAppがPartner Sphere参加規約を随時修正または更新できること、およびプログラム ガイドを（パートナーに事前に通知することなく）少なくとも1年に1回修正または更新できること（以下「更新等」という）に同意する。パートナーは、最新のPartner Sphere参加規約を<https://partnerhub.netapp.com/s/partner-sphere-terms-of-participation>において閲覧することができ、最新のプログラム ガイドをpartnerhub.netapp.comにおいて閲覧することができる。NetAppは、Partner Sphere参加規約を変更する場合、30日の期間を定めて当該変更を<https://partnerhub.netapp.com/s/partner-sphere-terms-of-participation>において通知するために商業上の合理的な努力を尽くす。本Partner Sphere参加規約に基づいて適切となしに、その時点で最新かつ掲載済みのプログラム規約のバージョンが、優先されるプログラム規約のバージョンとするものとする。

10.5. 通知：明確な記載がある場合を除き、本プログラム規約で要求または許可されているすべての通知およびその他の連絡は書面で行うものとし、手渡し、翌日配達 of 配達証明郵便、または書留郵便（受領証明の依頼付き）で送付するものとし、手渡した時または受領を確認した時に到達したとみなされる。加えて、各当事者は、パートナーが提供したEメール アドレスおよびNetAppについてはGeneral.Counsel@netapp.com宛てのEメールまたは電子送信により通知することに同意する。NetAppに提供したパートナーの連絡先情報（Eメール アドレスを含む）を継続的に更新するのはパートナーの責任であり、NetAppは、その時点でNetAppに登録されている連絡先情報に基づいて本パートナー契約の基づく通知または連絡をすることにより、本セクションを遵守したとみなされるものとする。

10.6. 不可抗力：いずれの当事者も、天災、民間または軍事関係当局の行為、政府による優先事項、火災、洪水、地震、伝染病、伝染病の感染拡大、検疫、エネルギー危機、ストライキ、労働紛争、テロ行為、戦争、暴動、事故、不足、交通機関・輸送の遅延、または当該当事者の合理的支配が及ばないその他の原因（それぞれを、以下「不可抗力事由」という）に起因して生じた主張される損失および損害について、相手方当事者に対する責任を負わない。疑義を避けるために付記すると、不可抗力事由が生じたとしても、現実に取り渡された本製品または本サービスの対価として本パートナー契約に基づいて支払うべき額を支払うパートナーの義務は免除されない。不可抗力事由が30日を超えて続く場合、両当事者は影響を受ける本発注書の終了を誠実に交渉する。

10.7. 準拠法、裁判地

10.7.1. 本プログラム規約、本Partner Sphere参加規約の解釈、および本Partner Sphere参加規約に基づいて生じた紛争の準拠法は次のとおりとする。

10.7.1.1. 本Partner Sphere参加規約のセクション10.7.1.2に従うことを条件とし、当該セクションの制限の下で、パートナーによるPartner Sphereプログラムへの参加もしくは当該プログラムに基づくインセンティブ特典またはその両方に起因または関連して生じた紛争に関しては、（a）パートナーが米国、カナダ、またはメキシコに所在する場合にはカリフォルニア州法、（b）パートナーがその他の国に所在する場合にはアイルランド法を準拠法とし、いずれの場合も法の抵触に関する規定にかかわらない。

10.7.1.2. 本発注書に起因して生じた紛争に関しては、関連する本発注書の承諾もしくは締結またはその両方を行ったNetApp組織が設立された州もしくは国またはその両方（関連する法の抵触に関する規定は除く）。

10.7.2. 国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本プログラム規約およびいかなる本発注書にも適用されない。

10.8. 完全合意、変更：NetAppによる更新等を除き、本プログラム規約は、各当事者の権限を有する代表者が署名した変更契約書による場合を除き、変更することができない。本プログラム規約の英語版と他言語版（現地の必要性により翻訳される場合）との間の相違に関して紛争が生じた場合、適用法が認める範囲において、本プログラム規約の英語版が優先するものとする。本プログラム規約（本Partner Sphere参加規約で参照されているプログラム ガイド、添付文書、および補足条件、またはこれらの一部を含む）は、（a）何らかの方法でのNetApp Partner Sphereプログラムへの参加およびアクセス、ならびに当該プログラムの使用、ならびにパートナーによるNetAppの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入（NetApp認定ディストリビュータ経由であるか、NetAppから直接であるかは問わない）（エンドユーザへの再販売を目的とする場合を含む）に関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を表明したものであり、（b）両当事者間における本Partner Sphere参加規約締結前のあらゆる連絡内容、表明事項、および合意事項に優先し、（c）両当事者間またはパートナーおよびエンドユーザ間における本発注書、確認書、またはこれらに類似する通信において矛盾する条件および追加の条件に優先する。NetAppに発行した本発注書は、本プログラム規約を組み込んでいるとみなされ、本プログラム規約に従う。ただし、両当事者が明示的な別段の合意を書面により行った場合はこの限りではない。NetAppが作成したものではない発注文書（NetAppの署名の有無は問わない）およびこれに類似するNetAppが作成したものではないその他の文書に事前に印刷されている条件および一般条件は効力を有しない。

10.9. 解釈：見出しは、便宜および参照の簡易化のためのみのものであり、本プログラム規約の規定の解釈において考慮されない。本プログラム規約での「含む（including）」という言葉の使用は、その前の単語や句の意味を制限するものとはみなされないものとする。NetAppは、パートナーによる確認の便宜のために、英語以外の現地の言語版の本プログラム規約を提供することがある。ただし、疑義を避けるために付言すると、本プログラム規約の英語版と翻訳版との間に意味の違いがある場合、英語版が優先するものとする。各当事者には、弁護士とともに本プログラム規約を独自に確認する機会が与えられており、規定の文言を理解および解釈し、これに同意するために必須の経験および専門知識がある。したがって、本プログラム規約の解釈に関する不明点または紛争が生じた場合には、文言の起案はいずれの当事者にも帰属しない。

別紙1

定義

(本添付文書で定義していない用語の意味は、添付文書に定めるとりとする)

関連会社とは、本Partner Sphere参加規約の当事者が中間会社（数は問わない）を通じて直接または間接的に支配する、または本Partner Sphere参加規約の当事者と共通の支配下にある組織のことをいう。ただし、そのような関係が存在する期間に限る。本定義において、「支配」とは、対象組織の業務を指揮できること、および対象組織の取締役会の構成を左右できること、またはそのいずれか一方、または（a）株式会社の場合は取締役選出権がある株式、もしくは（b）株式会社以外の事業組織の場合は持分か利益持分の過半数（または設立国の適用法により外国人株主が所有できる最大所有比率が50%未満の場合はその所有比率分）を有していることを意味する。

データ保護に関する適用法とは、共有個人情報の処理に適用されるプライバシーおよびデータ保護に関するすべての適用法のことをいう。なお、データ保護に関する適用法には、（適用がある場合）（i）2016年4月27日の欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679（一般データ保護規則）、および（ii）2018年欧州連合（離脱）法のセクション3によりイングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランドの法律の一部を構成し、「2019年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU離脱）規則」によって修正された一般データ保護規則が含まれる。

チャネル エンドユーザ規約とは、エンドユーザによるNetAppの本製品もしくは本サービス、またはその両方の使用を独占的に規律する条件であって、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されているものをいう。

クラウド サービスとは、エンドユーザに提供するNetAppのクラウドベースのサービス（インフラストラクチャ、プラットフォーム、またはソフトウェアである場合がある）であって、その詳細がクラウド サービス利用規約（<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に記載されているものをいう。

クラウドサービス利用促進ソフトウェアとはエンドユーザによるクラウドサービスの利用を促進するためにのみ必要なNetAppの本ソフトウェアのことをいう。

機密情報とは、本プログラム規約の当事者に帰属する、または本プログラム規約の当事者が提供する情報（最も広い意味とする）のうち、開示のときに「機密」と特定され、セクション6.2に記載されている説明に該当しないもののことをいう。

開示当事者とは、本Partner Sphere参加規約に基づいて機密情報を共有する当事者のことをいう。

ディストリビュータとは、NetApp認定パートナーを通じてNetAppの本製品および本サービスを販売する権限をNetAppが付与した組織のことをいう。

本文書とは、NetAppがnetapp.comで公開しているその時点で最新の文書のうち、NetAppが公開しているNetAppの本製品および本サービスの説明、操作、および使用に関連するもののことをいう。なお、本文書には、技術プログラム文書、インターフェイス文書、ユーザ マニュアル、操作指示書、およびリリース ノートが含まれる。

エンドユーザとは、自らが使用するためにNetAppの本製品および本サービスを購入した最終使用顧客のことをいう。

サービス文書とは、NetAppがエンドユーザに提供する本プロフェッショナル サービスの説明が記載されたNetApp承認済みの文書（作業仕様書、サービス概要、サービス説明書を含むが、これらに限定されない）のことをいう。

本ハードウェアとは、NetAppブランドのハードウェア（そのコンポーネントおよび予備部品を含むが、あらゆるファームウェアおよびサードパーティ ブランド製品は除く）のことをいう。

Keystone Storage-as-a-Serviceとは、NetApp独自のデータ ストレージ容量であって、その利用料金をエンドユーザが消費量に応じて支払うものをいう。

オンライン マーケットプレイスとは、企業がアプリケーションおよびサービスを開発し、第三者に販売することを目的としてクラウド インフラストラクチャを使用することができるインターネットベースのプラットフォームをいう。なお、オンライン マーケットプレイスには、ハイパースケーラのマーケットプレイスおよびプラットフォーム（別名：パブリック クラウド）が含まれるが、これらに限定されない。

本発注書とは、エンドユーザが購入する本製品または本サービスの説明が記載された、NetApp承認済みのパートナー発注文書、発注書、またはオンライン発注書のことをいう。

Partner Sphere申請フォームとは、NetApp Partner Sphereプログラムへの参加をパートナーが申請する際に使用する必須の申請ワークフローのことをいう。

Partner Sphereプログラムとは、NetAppが公開しているその時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイドに記載されているパートナー向けインセンティブ特典プログラムのことをいう。

個人情報とは、識別された、もしくは識別可能な自然人もしくは世帯に直接もしくは間接的に関連する情報、または適用法令が「個人データ」もしくは「個人情報」と定義する情報のことをいい、その詳細は次のURLに掲載されているNetAppプライバシー ポリシーに記載のとおりとする：

<https://www.netapp.com/ja/company/legal/privacy-policy/>。

価格一覧とは、NetAppのその時点で最新の本製品および本サービス、ならびにこれらに関連する仕向国用の価格の一覧のことをいう。

本製品とは、本ハードウェア、本ソフトウェア、およびサードパーティ ブランド製品の総称である。

本プロフェッショナル サービスとは、本サポート サービス以外の、NetAppまたはその代理人が提供するコンサルティング サービス、設置・インストール サービス、導入サービス、およびその他のサービスのことをいう。

発注書とは、パートナーが本製品および特定の本サービスをNetAppから直接購入するためにNetAppに提示する電子発注書のことをいう。

受領当事者とは、本Partner Sphere参加規約に基づいて機密情報を受領する当事者のことをいう。

本サービスとは、NetAppのクラウドサービス、Keystone Storage-as-a-Service、本サポート サービス、および本プロフェッショナル サービス、またはこれらの一部の総称である。

サービス プロバイダ業務とは、エンドユーザが提供するサービス ビューロー、マネージド サービス、または商用ホスティング サービス業務をいい、1つまたは複数のエンドユーザに対するテクノロジー ベースのサービスおよびソリューションの管理および配布から構成され（エンドユーザのデータファイルの保存、抽出、および保守を含むがこれに限定されない）、データ ストレージにNetAppの本製品を使用するものをいう。

共有個人情報とは、該当するプログラム ガイドに従って履行証拠の要件の一部としてNetAppパートナーがNetAppに共有することがある個人情報をいう。

本ソフトウェアとは、オブジェクト コード形式のNetAppブランドのソフトウェアのことをいう。なお、本ソフトウェアには、オペレーティング システム ソフトウェア、プロトコル、ファームウェア、バックアップとリカバリ、ディザスタ リカバリ、Storage Efficiency、および管理ソフトウェア（該当する場合）が含まれる。

本サポート サービスとは、本製品向けにNetAppまたはその代理人が提供し、一般的に利用可能なNetAppのテクニカル サポートおよび保守サービスのことをいう。

サードパーティ ブランド製品または**サードパーティ ブランド サービス**とは、本ハードウェアおよび本ソフトウェアと併用するための、サードパーティが製造、開発、ライセンス、またはその他の形で提供し、当該サードパーティのブランド名でNetAppが再販売するハードウェア（以下「**サードパーティ ブランド ハードウェア**」という）、ソフトウェア（以下「**サードパーティ ブランド ソフトウェア**」という）、またはサービス（以下「**サードパーティ ブランド サービス**」という）のことをいう。

Partner Sphere参加規約
添付文書1 – NetAppに対する再販売直接発注の規約

本プログラム規約の本添付文書1は、(ディストリビュータ経由ではなく) NetAppに直接発行した再販売のための本発注書を規律する追加の条件を定めるものであり、NetAppに本発注書を直接発行することをNetAppが書面で認めたパートナー、およびかかる各本発注書にのみ適用される。

1. 発注書および発注

本発注書のそれぞれは、最新の有効な価格見積り（該当する場合）に基づくものとし、かかる価格見積りを参照するものとする。また、本発注書のそれぞれには、関連する本製品もしくは本サービスまたはその両方に関する情報、適切な法人、「出荷先」および「請求先」となる場所（該当する場合）、ならびに要求する引渡日（該当する場合）を記載するものとする。パートナーはすべての本発注書を電子的な手段によりNetAppに発行するものとする。パートナーは、拘束力のある対応する本発注書をエンドユーザから受け取った場合にのみ、本製品または本サービスの本注文書を発行するものとする。すべての発注書はNetAppにより受諾されなければならない。

2. 変更、取り消しおよび日程変更

パートナーは、出荷予定日の10日前までであれば、本製品または関連する本サポート サービスの発注書を修正または取り消すことができる。また、パートナーは、追加料金を支払うことなく、本製品および関連する本サポート サービスの引渡日として要求した日を発注書1通につき1回に限り変更することができる。各添付文書に従うことを条件として、各添付文書に別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者は、(a) 相手方当事者が重大な違反（パートナーが支払期日までに支払いを行わなかったことを含む）をし、相手方当事者に書面で通知してから30日が経過しても当該違反が是正されなかった場合、または (b) 相手方当事者が破産、または支払不能、管財人による管理、清算、もしくは債権者の利益のための譲渡に関連するその他の手続きの申し立ての対象になった場合に、これらを理由として、本発注書を終了することができる。終了は、(a) 終了前に生じた総額に関するパートナーの支払義務を免除するものではなく、パートナーは当該義務の期限の利益を喪失し、(b) 本プログラム規約に別段の定めがない限り、パートナーに返金を受ける権利を与えるものではない。

3. 提供方法

ハードウェア、およびハードウェアに事前インストールされているソフトウェアの引き渡しは、NetAppの見積書に明記された適用取引条件に従って、または個々の状況に応じてNetAppが同意したとおりに行われる。ハードウェアにプリインストールされていないソフトウェアの引き渡しは、NetAppが有効化キーをエンドユーザに提供することによって、もしくは有効化キーが不要な場合はNetAppがエンドユーザに対して当該ソフトウェアの利用およびダウンロードを可能にすることによって行われる。

4. 危険負担

本製品の危険負担および本製品に含まれるハードウェアの権原は、引き渡し時にパートナーに移転する。

5. 検収

サービス文書において別段の合意をしていない限り、パートナーによる本製品の検収は引き渡しの時に行われ、パートナーによる本サービスの検収は当該本サービスが履行された時に行われるものとする。

6. 請求

NetAppは、見積書または相互に署名した本発注書に明記している適用取引条件に従って引き渡したことを条件として、出荷物（部分的な出荷を含む）の対価を請求することができる。

7. 価格

価格は該当する価格表に基づく見積りのとおりとする。NetAppは単独裁量によりいつでも価格表の価格を変更でき、また価格表から製品とサービスを追加または削除できる。価格変更の効力発生日より後に受け取ったが有効な現行のNetApp見積書に基づく本発注書に対しては、NetAppの見積書に記載されている価格にて請求書が発行されるものとする。

8. 支払条件

パートナーは、相殺することなく、ただちに利用可能な資金で、NetAppの請求日から30日以内に全額を請求書に明記されている通貨建てで支払うものとする。ただし、NetAppが書面により別段の同意をした場合は、この限りではない。本プログラム規約に定めがある場合または法律が禁止している場合を除き、料金は返金不可能であり、支払義務は取消不可能である。

9. 未払いに対する救済措置

パートナーから請求金額よりも少ない額の支払いを受けた場合、全額の支払いを受け付けたとはみなされないものとする。また、いかなる小切手の裏書きおよび明細、ならびに支払いまたは小切手に付随する文書も、代物弁済とはみなされないものとする。NetAppは、未払い金額を回収する権利、または本プログラム規約に記されている、または法律上もしくは衡平法上得られるその他の救済手段を求めるNetAppの権利を損なうことなく、かかる支払いまたは小切手を受理することができる。パートナーが支払期日までに支払いを行わなかった場合、利用可能な他のすべての救済措置に加えて、NetAppはパートナーに対するその後の本製品の納入および本サービスの提供を拒否する権利を有する。

10. 税金および関税

パートナーは、本製品または本サービスの利用もしくはNetAppによるその提供から生じる税（NetAppの純利益に基づく税を除く）、手数料、関税、料金、およびすべての関連ペナルティと利子の支払いに対して単独責任を負う。かかる税が発生した場合（源泉徴収税を含む）、パートナーが支払うべき合計金額（当該控除または源泉徴収が行われる必要のある金額）は、請求額と同額の支払いをNetAppが全額受領できるようにするために必要な範囲で増額される。パートナーが納税を免除されている場合、パートナーはNetAppに対し、パートナーからNetAppへの本発注書の提出日から30日以内に、非課税証明書、または税務当局が受け入れ可能なその他の文書を提供する。パートナーが当該書類をNetAppに提供しない場合については、NetAppは当該税を請求書に含める権利を留保する。パートナーは、NetAppから適切な控除許可文書を得ずに、NetAppに支払うべき金額から源泉徴収税を控除することができない。提示された価格に加えて、パートナーは、適用のある指定取引条件またはその他の形で適用される可能性がある取引条件に従って国境を越えて出荷される本製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種税金を支払う責任を負う。

Partner Sphere参加規約 添付文書2 - 再販売規約

プログラム規約に付随する本再販売規約添付文書は、NetAppから直接購入したものであるか、NetAppの認定ディストリビュータを通じて購入したものであるかを問わず、NetAppのすべての本製品および本サービスの再販売に適用される。

1. リセラーの権限

1.1. パートナーには、NetAppが書面により明確に別段の同意をしている場合を除き、本製品および本サービスを、販売地域においてエンドユーザに対し、エンドユーザの内部使用のみを目的として（つまり、再販売、再マーケティング、および再流通を目的としない）再販売する権限がNetAppによって付与されている。なお、「販売地域」は、最新のPartner Sphere プログラム ガイド（掲載場所：partnerhub.netapp.com）において、パートナーに関連して定義される。また、前述の再販売には、オンライン マーケットプレイスにおける、またはオンライン マーケットプレイスを通じた再販売が含まれる。NetAppが書面により明示的に承認していない限り、エンドユーザではない第三者への再販売は厳に禁止されている。

1.2. NetAppの本製品、本サービス、ならびに技術および知的財産へのアクセスには、米国、欧州連合、およびその他の国の輸出入管理法令が適用され、暗号化などの輸出規制対象である技術が含まれている場合がある。パートナーは、本プログラム規約のセクション9に詳細に定められているとおり、かかる法令を遵守することに同意する。

2. 発注

2.1. NetAppの本製品および本サービスに関する本発注書は、NetAppが本発注書を発行する権限を書面でパートナーに別途付与していない限り、パートナーがパートナー申請フォームで選択したディストリビュータに発行しなければならない。NetAppに直接本発注書を発行する権限をNetAppが書面で付与したパートナーのみが、NetAppに直接本発注書を発行することができる。

2.2. NetAppに直接発行したすべての本発注書に、NetAppに対する再販売直接発注の規約（添付文書1）が適用される。パートナーのディストリビュータに発行した発注書を規律する条件は、パートナーとディストリビュータとの間におけるものである。ディストリビュータの選択または変更に関する詳細については、NetApp に E メール（partner@netapp.com）で問い合わせること。

2.3. パートナーは、エンドユーザが最初にパートナーに対して拘束力のある対応する発注書を提出した場合にのみ、本製品または本サービスの本発注書を発行するものとする。

3. チャネル エンドユーザ販売条件

3.1. エンドユーザに対しNetAppの本製品および本サービスを再販売および販売（オンライン マーケットプレイスにおける、またはオンライン マーケットプレイスを通じた再販売および販売を含む）するときに、パートナーは、各エンドユーザが、NetAppの本製品もしくは本サービスには、一般公開されている適用されるNetAppのチャネル エンドユーザ規約（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）（以下「CEU規約」という）が排他的に適用されることを完全に認識していることを確実にしなければならない。パートナーは、パートナーとの発注文書の一部としてCEU規約の写しをエンドユーザに提供するか、本セクションに定めるURLに掲載されているCEU規約にアクセスするようエンドユーザに指示しなければならない（以下「パススルー要件」という）。パートナーは、CEU規約に定める責任を超える、本製品および本サービスに関連する責任をNetAppが受け入れないことを認め、これに同意する。さらに、疑義を避けるために付言すると、パートナーには、NetAppに代わってCEU規約の規定を変更、交渉、および放棄する権限がない。異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、いかなる方法でもかかるリスクおよび条件の補償をNetAppに求めることはできない。

3.2. NetAppおよびパートナーは、NetAppの本製品および本サービスを再販売するためのオンライン マーケットプレイスの使用にオンライン マーケットプレイス プロバイダの規約（以下「マーケットプレイス規約」という）が適用される可能性があったとしても、（a）NetAppおよびパートナーはそれぞれ、かかる再販売取引において該当するマーケットプレイス規約を遵守することに同意すること、また、（b）前述の規定にかかわらず、かかるマーケットプレイス規約は、本プログラム規約に追加されることを認識し、これらに合意する。本プログラム規約とマーケットプレイス規約との間に矛盾が生じた範囲において、NetAppとパートナーとの間では、本プログラム規約が優先するものとする。

4. ソフトウェアを販売するためのライセンス

NetApp/パートナーとして、NetAppは、再販売取引の一環としてNetAppソフトウェアのライセンスをエンドユーザーに販売するための限定的な権利をパートナーに付与する。ただし、かかる権利には、当該ソフトウェアをパートナー自身が使用する権利は含まれていない。

5. 米国の公的部門に関する制限および規則

NetAppがパートナーに対し書面で承諾していない限り、パートナーは、一次請負業者または下請業者のいずれの立場であるかを問わず、米国連邦政府機関、米国州政府機関、米国地方政府機関、または米国公立教育機関のいずれかであるエンドユーザーに対する本製品および本サービスのリセラーとして行動しない。この禁止行為には、NetAppから書面による明示的な承諾を得ずに、米国連邦政府機関、米国州政府機関、米国地方政府機関、または米国公立教育機関に対しマネージド サービスを提供するためにNetAppの本製品および本サービスを使用することが含まれる。NetAppが前述の書面による承諾をした場合、米国連邦政府補足条件もしくは米国州政府/地方政府/高等教育規約の添付文書またはその両方（該当するもの）もパートナーに適用されるものとする。

Partner Sphere参加規約
添付文書 3 – Keystone STaaS再販売規約

Partner Sphere参加規約に付随するこのKeystone® Storage-as-a-Service再販売規約添付文書（以下「**STaaS再販売規約**」という）には、エンドユーザが消費量に基づいて対価を支払うことを条件として、パートナーがNetAppの専有データストレージ容量に対する特定のアクセス権および使用权（以下「**STaaSサービス**」という）をエンドユーザに再販売する際の追加の契約条件を定めている。

1. 定義： 添付の付録Aを含め、本規定で明確に定義されていない用語は、プログラム規約の他の箇所で定義されている意味を有する。

2. STaaSサービスの再販売

2.1 エンドユーザに再販売する権利： パートナーは、エンドユーザへの再販売のみを目的として、また、パススルー要件に従うことを条件として、NetApp認定ディストリビュータを通じて、または該当する場合はNetAppから直接、STaaSサービスを注文する非独占的な権限を有する。NetAppは、エンドユーザがKeystone STaaS規約を遵守すること、およびパートナーが本STaaS再販売規約の条件を遵守することを条件として、パートナーからの本発注書のそれぞれにおいて特定されるSTaaSサービスをエンドユーザに提供する。

2.2 注文： パートナーが提出したSTaaSサービスの本発注書は、NetAppによる承諾を条件とする。

2.3 STaaS製品を利用するエンドユーザの権利： STaaSサービスは、STaaS製品にアクセスし、これを使用する権利をエンドユーザに提供するものであり、所有権や権原を譲渡したり、エンドユーザまたはパートナーにライセンスを付与するものではない。NetAppは、STaaS製品およびそのすべてのコンポーネントに対する唯一の独占的な権原を保持する。

2.4 危険負担： プログラム ガイドで別途合意されている場合を除き、エンドユーザは、STaaS製品の引渡日から最終処分日までのSTaaS製品の紛失または破損について単独で責任を負うものとする。かかる紛失または破損が生じたとしても、本STaaS再販売規約または該当する注文に基づくパートナーの義務のいずれも免除されることはない。

2.5 STaaS製品の選定： STaaS製品は、NetAppまたはNetAppが承認した外注先によるSTaaSサービスの提供をサポートするためにのみ、NetAppにより選択され、アクティブとされ、利用可能となる。かかるSTaaSサービスの提供に利用するSTaaS製品は、NetAppが決定する。

3. パートナー料金および支払条件

3.1 パートナーが負う料金支払義務： NetAppは、エンドユーザ向けの該当する本発注書に基づいて購入し、該当する課金期間中に生じたSTaaSサービスについて支払うべき料金をパートナーに請求する。また、**セクション9.3**に従うことを条件として、パートナーは控除および相殺をすることなく、かかる料金を支払う。パートナーが請求金額を下回る金額を支払った場合、それが全額支払いと見なされることはない。

3.2 税と関税：

(a) パートナーは、NetAppがパートナーから回収する法律上の義務を負っている税金（NetAppの純利益に基づく税金およびNetAppによるSTaaS製品の所有に関連する税金（動産税を含む）は明確に除く）、料金、関税、および手数料、ならびに（パートナーの作為または不作為に直接および排他的に起因して生じた）関連するすべての罰金および利息を支払う責任を単独で負う。パートナーは、要求に応じて、最新の売上税免税証明書の写しをNetAppに提供する。パートナーが当該書類をNetAppに提供しない場合については、NetAppは当該税を請求書に含める権利を留保する。

(b) 料金の支払いに関してのみ、パートナーは、法律が義務付けているとおり、当該価格から税金を源泉徴収することができ、かかる源泉徴収した税金を納付するものとする。なお、パートナーは、税務当局に納付した源泉徴収税の納税証明書をNetAppに提供するものとする。パートナーは既定の価格に加え、本発注書に定める適用がある取引条件、または適用があるその他の取引条件に従って、国境を越えて出荷されるSTaaS製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種の税金を支払う責任を負う。

3.3 パートナーが負う、エンドユーザからの発注書および支払回収の責任： パートナーは次の各号に定める義務を負うものとする。

(a) Keystone STaaSサービスのエンドユーザの注文書を適切に処理すること。

(b) 本発注書をNetAppに提出すること。

(c) エンドユーザによるSTaaSサービスの注文書に関連するすべての一般管理業務を、自己の費用負担で行うこと。これには、(i) パートナーのその時点における標準的な手続き（この手続きは、パートナーの商取引上合理的な裁量で随時改訂されることがある）に従って、エンドユーザへの請求書発行およびエンドユーザからの代金回収を行うこと、(ii) Keystone STaaS規約、該当するサービス説明書、および関連する本発注書に合致した方法で、エンドユーザからのSTaaSサービスの容量増加および変更要求を処理すること、が含まれるが、これらに限定されない。

3.4 与信審査：承認を得るためにパートナーがNetAppに対して提出した各本発注書に関して、NetAppは、エンドユーザの与信審査、ならびに提案された取引の経済条件およびその他の条件の評価に関連してNetAppが合理的に要求することができる情報（財務諸表、信用照会、および提示されたエンドユーザ注文書の基本条件を含むが、これらに限定されない）をパートナーもしくはエンドユーザ、またはその両方から入手することができる。

4. STaaS製品の使用权、KEYSTONE STaaS規約

4.1 Keystone STaaS規約のパススルー適用：パートナーは、STaaSサービスが、関連するすべての時点において、Keystone STaaS規約のみによって規定されることを認め、これに同意する。

4.2 Keystone STaaS規約の変更：NetAppは、パートナーがKeystone STaaS規約に定めるSTaaSサービスを超えて実施する補足サービスに関連する責任を負わない。より良い条件または異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、かかるリスクおよび条件の補償をNetAppに求めることはできない。

4.3 該当するサービス説明書：該当する本発注書で指定されたサービス説明書は、STaaSサービスおよびそれに基づき提供されるSTaaS製品に適用される。

4.4 NetAppによる更新：NetAppは、Keystone STaaS規約およびサービス説明書を独自の裁量により随時更新することができるものとする。ただし、個々の本発注書に関して有効なKeystone STaaS規約もしくはサービス説明書、またはその両方は、該当するサブスクリプション契約期間の間、当該本発注書に関して有効であるものとする。

5. パートナーの責任、パートナーのサービス

5.1 確約事項：パートナーは次の事項を確約する。

(a) NetApp、またはNetAppの関連会社もしくはそのSTaaSサービスに関して、NetAppが公開している最新の情報、該当するサービス説明書、本文書、NetAppが承認、公開、もしくはその他の方法で提供した明示的なガイドラインおよび指示、または本STaaS再販売規約に定める内容以外に関する請求およびその他の表明をしないこと。

(b) 該当するサービス説明、ならびにNetAppが承認、公開、またはその他の方法で提供した明示的なガイドラインおよび指示に合致しない形式、態様、および内容でSTaaSサービスを宣伝しないこと。

(c) パススルー要件を遵守すること。

5.2 継続的な協力：パートナーは、自らが保有し、次の各号に定める事由のいずれかに関連する重要な情報をすみやかにNetAppに通知することに同意する。

(a) STaaS製品の場所、状態、および性能、またはこれらの一部の実際の変更または変更案。

(b) STaaS製品の実際の変更もしくは変更案、またはエンドユーザの環境（空間、電源、ネットワーク、セキュリティなど）に影響を及ぼす計画的または計画外の事由によって生じた変更であって、STaaS製品に影響が及ぶ可能性があるもの。

(c) エンドユーザが、Keystone STaaS規約に基づく自己の義務を遵守または履行すること（STaaSサービスの利用制限を含むがこれに限定されない）。

(d) NetAppが、STaaSサービスを提供する目的でSTaaS製品にアクセスし、監視する能力（監視ツールの操作可能性を含むが、これに限定されない）。

6. STaaSサービスに関するNetAppの責任：STaaSサービスの提供に関するNetAppの義務ならびに関連する表明および保証は、Keystone STaaS規約および該当するサービス説明書に記載されている。

7. 知的所有権

7.1 総則：NetAppおよびそのライセンサーは、エンドユーザに明示的に付与していないSTaaSサービスおよびSTaaS製品に対するすべての権利、権原および権益（STaaSサービスおよびSTaaS製品に関する知的財産権を含む）を有し、保持する。

8. 責任の制限 プログラム規約のセクション10.2.1.2の目的において、本STaaS再販売規約に基づく各当事者の累積的な賠償責任は、請求の原因となった直近の事象の直前12カ月間におけるSTaaSサービスの本発注書に基づきNetAppが受領した料金の合計または100万米ドルのいずれか大きい金額を超えない範囲に制限される。この制限は累計額であり、1件当たりではない。

9. 契約期間、終了

9.1 正当な理由に基づく終了：いずれの当事者も、以下のいずれかが該当する場合、正当な理由によって本発注書を解除できるものとする。(i) 債務不履行当事者が支払期日に支払を怠り、かかる不履行が、当該支払遅延に関する通知の受領後10日間継続した場合。(ii) 債務不履行当事者が、該当する本発注書または本契約（本契約の違反が本発注書に関連または影響する範囲に限る）に違反し、かかる違反が債務不履行をしていない当事者からの書面による通知の受領後30日間継続した場合。(iii) 債務不履行当事者が支払不能になった場合、適用される破産法または支払不能に関する法律に基づく申立てを自ら行い、もしくは他者によって申し立てられ、90日以内に当該申立てが却下されなかった場合、債権者との間で解散、和議、財務的再編を提案した場合、債権者を受益者として譲渡を行った場合、または債務不履行当事者の財産や事業に関して受託者、管財人、保全管理人、清算人、または同様の代理人が任命され、もしくはかかる者が当該財産や事業を占有した場合。

9.2 終了による影響：本**セクション9.2**の以下の規定には、**セクション9.3**が適用される。

(a) 本契約が終了した場合、STaaSサービスを再販売するパートナーの権利はただちに消滅するものとする。ただし、その時点で該当するサブスクリプション期間の残存期間中、パートナーが既存の本発注書に関する既存のエンドユーザに対し、本STaaS再販売規約に基づいて企図されるサービスを提供し続けるために必要な範囲については、その限りではない。

(b) NetAppは、その単独の裁量により、Keystone STaaS規約に基づくエンドユーザに対する権利を適宜行使することができるものとする。NetAppの要請に応じて、パートナーは、エンドユーザに対し、STaaS製品に関してKeystone STaaS規約に定める条件および義務を速やかに遵守するよう指示するものとする。

(c) NetAppが**セクション9.1**に基づいて正当な理由により本発注書を解除した場合、パートナーは、(i) 支払期日が過ぎた未払金額、(ii) 影響を受ける本発注書に関して支払期日が到来するサブスクリプション期間の残存期間分の料金およびその他の金額、ならびに (iii) **セクション9.2 (e)** に基づいて支払うべき金額（該当する場合）をすみやかにNetAppに支払う。

(d) エンドユーザがNetAppと合意したKeystone STaaS規約を正当な理由で、または支払不能を理由として解除した場合（Keystone STaaS規約で認められている場合に限る）、

(i) パートナーは、支払期日が過ぎている額、およびかかる解除の効力発生日までに支払期日が到来する料金をすみやかにNetAppに支払うものとし、(ii) パートナーは残りのサブスクリプション期間分のその他の料金および支払期日が到来していないその他の額を支払う義務をさらに負わないものとする。

(e) エンドユーザが、サブスクリプション期間の満了もしくは早期終了、または該当するKeystone STaaS規約の終了後、Keystone STaaS規約が義務付けているとおり本ハードウェアを返却しなかった場合、NetAppは、その単独の裁量により、パートナーに対し、(i) 交換価値相当料金、または (ii) 最終的な返却までに発生する料金の合計額のいずれか大きい方に相当する金額を請求できるものとし、この金額は、満了または終了の直前に支払うべき該当する最低支払額を下回らないものとする。NetAppは、パートナーによる上記の請求金額の支払い、またはエンドユーザの義務に完全に従った本製品の返却のいずれか早い時期が到来するまで、本STaaS再販売規約およびKeystone STaaS規約における権利および救済措置（当該エンドユーザから本ハードウェアを回収する権利を含む）のすべてを留保する。パートナーは、当該エンドユーザに代わり、NetAppに対して回収手数料を支払う責任を負うものとし、NetAppはパートナーに対して回収手数料を請求する権利を有するものとする。

9.3 エンドユーザの未払いを理由とする譲渡

(a) 「**譲渡オプション**」は、エンドユーザが本発注書に基づいて支払義務を負っているSTaaSサービスの対価をパートナーに支払うことを拒否しているか、かかる対価をパートナーに支払っておらず、支払期日から90日が経過してもかかる未払いが是正されない場合（以下「**エンドユーザの未払い**」という）に、パートナーが行使することができる。以下で明示的に認められている場合を除き、本譲渡オプションを利用できたとしても、**セクション3.1**に記載されている、かかるSTaaSサービスに関してNetAppに対して支払うべき料金をパートナーが支払う義務には影響が及ばないものとする。

(b) [留保]。

(c) 譲渡オプションの行使に先立ち、パートナーは、合理的な代金回収プロセスおよび手続を行使しているものとする。これには、パートナーのエンドユーザとの契約または適用される法律に基づき義務付けられるところの、支払延滞および是正の機会に関するエンドユーザに対する適時の書面通知を含むがこれに限定されない。

(d) 本**セクション9.3**に従うことを条件として、パートナーは、NetAppに書面で通知し、影響を受けた本発注書に関する譲渡オプションの行使を求めることができる。付録Bとして本Keystone STaaS規約に添付されている形式の譲渡契約をNetAppまたNetAppが指定した者と締結し、当該契約を取り交わした時点で、NetApp（またはNetAppが指定した者）は、(i) 本発注書およびKeystone STaaS規約に基づくエンドユーザに対するすべての回収権、解除権、およびその他の執行権を引き受けるものとし、(ii) 適用される法律（支払不能および破産に関する適用法を含むが、これに限定されない）に基づいて得ることができるすべての権利および救済措置を行使する権利を得るものとする。ただしその条件として、パートナーが、当該本発注書または該当するエンドユーザ注文書のそれぞれに関してNetAppおよびエンドユーザに対して自ら負っている義務に違反していないものとする。

(e) パートナーが 譲渡オプションを行使した場合、パートナーは、次の額のみを支払う義務を負うものとする：(i) 毎月請求する本発注書に関しては、支払期日が到来している料金および譲渡オプションを行使するためのパートナーの通知が到達した日までの期間において支払期日が到来する料金、または(ii) 毎年請求する本発注書に関しては、支払期日が到来している料金および年次請求書の課金対象期間である12カ月の最終日までの期間において支払期日が到来する料金。

10. 雑則

10.1 譲渡：いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意がない限り、本STaaS再販売規約に基づく権利の譲渡および義務の委任を行えないものとする。相手方当事者の書面による事前同意がない、譲渡の主張は無効とする。

10.2 存続：その性質により存続する条件に加えて、次のセクションは、本STaaS再販売規約の解除後または期間満了後も存続するものとする：セクション**1、3、5、6、7、8、9**および**10**。

10.3 総則：本STaaS再販売規約は、本発注書およびPartner Sphere参加規約とともに、(a) STaaS製品およびSTaaSサービスに関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を示しており、(b) 本再販売規約の合意前における両当事者間の連絡事項、表明、および合意事項に取って代わり、また(c) 両当事者間のあらゆる見積書、注文書、確認書およびこれらに類似する通信に定める矛盾した条件または追加の条件に優先する。本発注書は、本STaaS再販売規約を組み込み、本STaaS再販売規約に従うものとみなされるが、両当事者が書面で明示的に別段の合意をした場合はこの限りでない。本STaaS再販売規約と本発注書との間に矛盾がある場合、その範囲において本発注書が優先するものとする。各当事者は、相手方当事者に対し、相手方当事者が本STaaS再販売規約の規定および意図の効果を生じさせるために合理的に要求する可能性がある情報、証書、および文書を随時提供する。

付録A 定義

以下の定義は、本規約に基づいて締結された本発注書に適用される。

譲渡オプション：この用語の定義は**セクション9.3 (a)** に定めたとおりとする。

エンドユーザ：本規約に基づいてパートナーが再販売するSTaaSサービスの受益者として、パートナーが本発注書において特定したエンドユーザ顧客をいう。

Keystone STaaS規約：NetAppのKeystone STaaSサービス規約であって、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されているものをいう。

料金：本発注書に規定された、パートナーがNetAppに支払うべき該当する料金であって、最低固定支払額、追加固定料金、もしくはコミットされた容量を超える使用量に対する使用量ベースの消費料金、またはこれらの複数を含む。料金は、該当するサービス説明書に定める測定方法および課金方法に従って決定するものとする。

発注書：エンドユーザのためにデプロイされるSTaaSサービスを提供するために、パートナーが本STaaS再販売規約に従い、NetAppに対して発行した発注書。初回の各本発注書は、当該本発注書に関連して提供される追加のSTaaSサービスの確認とともに、1件の本発注書を構成する。

パートナー サービス成果物：この用語の定義は**セクション5.2**に定めたとおりとする。

料率：料金の計算に使用される本発注書に記載された適用料率をいう。

回収手数料：(a) 本ハードウェアの撤去および回収にかかるNetAppの合理的な費用、および (b) 顧客が保有している過程で発生した本ハードウェアの損傷または紛失に関連する費用の合計をいう。

交換価値相当料金：その時点でのNetAppの価格表に従って算出された、本ハードウェアの交換コストをいう。

サービス説明書：<https://www.netapp.com/services/keystone/terms-and-conditions/>（随時更新される）に掲載されている、STaaSサービスに関する説明書であって、エンドユーザによる特定のSTaaSサービス（本発注書に記載されているもの）に適用されるものをいう。

付録B

譲渡契約（様式）

本注文譲渡契約（以下「**本譲渡**」という）は、[譲受け組織]（以下「**譲受人**」という）と[パートナー組織]（以下「**譲渡人**」という）との間で、以下に最後に署名した日（以下「**譲渡効力発生日**」という）に効力が生じる。本譲渡契約で定義されていない用語の意味は、プログラム規約に定めるとおりとするものとする。

譲渡人は、以前に**Partner Sphere参加規約**（Keystone STaaS再販売規約を含む）を締結している。なお、このPartner Sphere参加規約はNetAppのKeystone Storage-as-a-Serviceをエンドユーザに再販売する権限を譲渡人に付与し、かかる再販売を規律するものである（以下「**プログラム規約**」という）。

エンドユーザは、譲渡人を介してNetAppのKeystone Storage-as-a-Service（以下「**STaaSサービス**」という）のための発注書（以下「**本発注書**」という）を発行した。なお、詳細は以下に定める。

STaaSサービスのためのエンドユーザの本発注書には、NetAppのKeystone STaaS規約（以下「**STaaS規約**」という）および適用があるサービス説明書（以下「**サービス説明書**」という）が適用され、適用されるSTaaS規約とサービス説明書とともに、「**NetAppのKeystone取引**」を構成する。

エンドユーザの未払い（プログラム規約で定義されている）が、NetAppのKeystone取引に関して発生した。

譲渡人は、プログラム規約の条件に従ってNetAppのKeystone取引を移転および譲渡する自己の権利を行使することを選択しており、譲受人は、該当するNetAppのKeystone取引に基づく譲渡人の特定の権利および義務を引き受けることを希望している。

よって、本譲渡契約に定める相互の誓約を約因として、NetAppおよびパートナーは、譲渡効力発生日時点において、本譲渡契約により、次のとおり合意する。

1. **譲渡および前提**：本譲渡契約の残りの規定に従うことを条件として、譲渡人は、以下に明記されている本発注書に基づくディストリビュータの権利、権原、および権益のすべてを譲受人に撤回不可能として本譲渡契約により移転および譲渡し、譲受人は、かかる権利、権原、および権益（本発注書の条件をエンドユーザに対して直接行使する権利を含むが、これに限定されない）を撤回不可能として本譲渡契約により引き受ける。なお、すべての行為には、本譲渡契約の残りの規定が適用される。

エンドユーザ：	
本発注書：	
STaaSサービスの説明：	

2. **NetAppの履行義務**：下記の**セクション3**に従うことを条件として、譲受人は、（a）本発注書において特定されているNetAppのSTaaSサービスに関するすべての責務および義務を期日どおりに履行（および本譲渡契約により負担）するものとする。本発注書に明示的に記載されていないものの、NetAppのKeystone取引に関連している可能性があるエンドユーザのほかの権利および義務は、譲渡人が保持し、かかる権利および義務は譲渡人の唯一の責任である。
3. **STaaSサービスのみ**：譲受人の責任は、譲受人が再販売する範囲において、本発注書に明記されているSTaaSサービスのみ限定される。NetAppのKeystone取引に明示的に含まれていないものの、NetAppのKeystone取引に関連している可能性があるエンドユーザのほかの権利および義務は、譲渡人が保持し、かかる権利および義務は譲渡人の唯一の責任である。

4. 回収：**セクション1**および**セクション2**に基づいて、譲受人は、NetAppのKeystone取引に基づくすべての回収権、解除権、およびエンドユーザに対するその他の執行権を引き受ける。前述の規定にかかわらず、譲渡人は、自らがプログラム規約の**セクション9.3 (c)**に基づいてNetAppまたはディストリビュータ（該当する方）に対価を支払う責任を引き続き負うSTaaSサービスに関するすべての回収権を保持する。
5. エンドユーザに対する譲渡通知：譲受人は、エンドユーザに本譲渡を通知していること、または本譲渡を通知する義務を負うことを確認する責任を引き続き負う。
6. 承認：譲受人は、本契約に別段の定めがある場合を除き、譲渡効力発生日以降に本発注書に起因もしくは関連して、または本発注書に基づいて生じたあらゆる責務、義務、訴因、請求、賠償責任、および損失（種類は問わない）に関して譲渡人が譲受人に対して責任を負わないものとするに同意する。
7. 総則：上記の前文および前文で参照されている文書（かかる文書のすべての条件、別紙、および変更を含む）はここでの参照により、本譲渡契約に組み込まれる。本譲渡契約に別段の定義がない限り、大文字で始まるすべての用語の意味は、NetAppのKeystone取引の規約に定めるとおりとするものとする（該当する場合）。本譲渡契約に記載されている条件を除き、NetAppのKeystone取引のいかなる条件も、本譲渡によって変更されない。

以上を証して、譲渡人、譲受人、および（該当する場合）関連するNetApp組織の正当に権限が付与された役員が、譲渡効力発生日時点において本譲渡契約を締結した。

[譲渡人組織]

署名： _____ [様式のため署名しないこと]
 氏名： _____
 役職： _____

[譲受人組織]

署名： _____ [様式のため署名しないこと]
 氏名： _____
 役職： _____